



赤い羽根福祉基金 特別プログラム

しのはらよしこ
令和7年度「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」
応募要項

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

1. 趣 旨

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランタリーに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。他方、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

社会福祉法人中央共同募金会は、そのような「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を対象に、一般財団法人篠原欣子記念財団からの資金を原資として、赤い羽根福祉基金助成の1プログラムとして、助成制度を設けました。

和歌山県共同募金会では、中央共同募金会からの助成を受け、県内の「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を対象に助成します。

2. 実施主体

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4. 対象となる団体

県内に所在する、こども食堂を運営する非営利団体

- ・団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

- ※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成の対象となる活動

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。

(通常時の活動に係る経費のみの申請は対象外となります)

- ・ こども食堂におけるイベント開催
- ・ こども食堂における大型備品導入
- ・ こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・ そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動
例) 食堂の利用対象者を広げて活動実施、こども食堂における学習支援を新たに実施 等

助成金対象経費

- ・ 消耗品・備品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 諸謝金
- ・ 旅費交通費 等

助成金対象外となる経費・申請

- ・ 人件費
- ・ 通常時の活動に必要な経費（食材の購入費や賃料等）のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・ 助成対象期間（2025年4月～2026年3月）外の活動に関する経費

6. 1件あたりの助成金額

- ・ 1件あたりの助成金額の上限額は45万円とします。（助成金額は万円単位）

※和歌山県共同募金会への助成枠合計：45万円

7. 助成の決定

- ・応募書に記載いただいた内容について、本応募要項の趣旨に沿っているか、緊急性がより高い応募であるか、応募書への活動内容や経費積算の記載が適切であるか、といった点の勘点から審査し、助成枠の範囲内（45万円）で優先順位を付したうえで助成決定いたします。
- ・その場合、応募額から減額して助成金額を決定する場合がありますので、ご注意ください。

8. 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法

- ・応募締め切り日までに、応募書及び必要書類を県共同募金会に提出してください。

応募締切日：2025年10月31日（金）和歌山県共同募金会 着
※郵送の場合は当日消印有効

(2) 提出書類

- ・応募書①
- ・応募書②
- ・団体の定款、会則、規約のいずれか
- ・団体の役員名簿
- ・2024年度の事業報告書
- ・2024年度の決算書
- ・実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料(チラシ、HP など)

(3) 結果の公表・助成金の送金

助成決定は、12月中旬の公表及び12月下旬～1月上旬の送金を予定しています。

9. 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

本助成は、「一般財団法人 篠原欣子記念財団」からのご寄付によって行われるものであり、中央共同募金会を通じて、同財団に対して助成事業の結果を報告します。

また、本助成による活動状況や成果を団体のホームページ・SNS等により発信していただくとともに、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には本助成による事業であることを必ず表示してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、1か月以内に完了報告書を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

助成事業については、和歌山県共同募金会から実施検査や関係書類の監査を行なうことがあります。その際には、監査を受けていただきます。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただくことがあります。

本助成金による活動の実施中に助成決定した内容から変更が出てきた際は、必ず県共同募金会まで事前にご相談ください。

10. 中央共同募金会への情報提供について

本助成に応募いただいた内容について、中央共同募金会と共有させていただく場合があることをご了承ください。

11. 応募・問い合わせ先

- ・本助成金についてご不明の点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

Eメール info@akaihane-wakayama.or.jp

電話 073-435-5231

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

担当 大谷